

年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

No. 96

令和3年6月発行

主な掲載内容

● 令和3年度の年金額について	2～3
● 令和4年4月から年金制度が変わります	3
● 年金額改定通知書の見方について	4
● 年金支払通知書の見方について	5
● 再就職している皆様へ	6～7
● 年金相談Q&A	8

年金受給者だよりのQ&Aは、
当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.chikyosai.or.jp/>

地方職員共済組合

検索

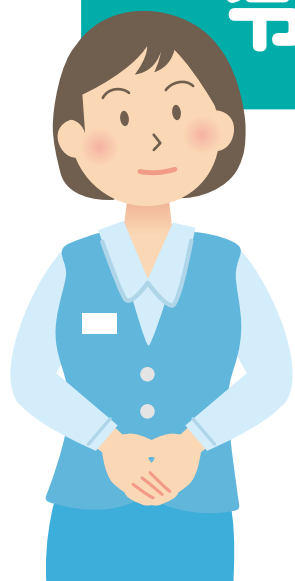


ニシセグロカモメ



地方職員共済組合

令和3年度の年金額について



令和3年度の年金額は
昨年度から**0.1%**の
引下げとなります

令和3年度の年金額は、
本年6月支給期(4月分、5月分)から支給されます。

令和3年度の年金額改定について

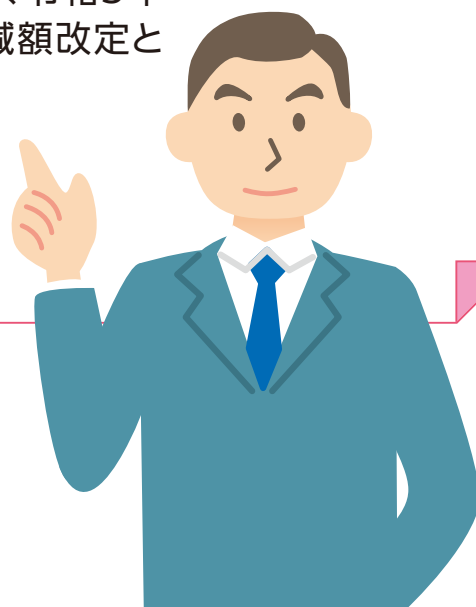
年金額は、毎年の物価や賃金の変動を基に改定される仕組みとなっています。

令和3年度の改定率は、物価の変動率^(※1)が0.0%、賃金の変動率^(※2)がマイナス0.1%であったため、法律により賃金の変動率マイナス0.1%を基準に改定率が算定されます。

また、この基準となる率がマイナスの場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われず翌年度以降に繰り越されるため、令和3年度の年金額改定は、令和2年度に比べ0.1%の減額改定となります。

※1 総務省発表の「令和2年平均の全国消費者物価指数」

※2 厚生労働省発表の「名目手取り賃金変動率」



マクロ経済 スライドとは

マクロ経済スライドとは、将来世代の年金の給付水準の確保のため、年金の給付水準を調整する仕組みです。

物価や賃金の変動により算出される率から、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて毎年厚生労働省が算定する調整率を控除するものです。

■ 令和3年度の年金額の改定（イメージ図）

物価変動率
0.0%

賃金変動率
▲0.1%

令和3年度マクロ
経済スライド調整率
(調整は翌年度以降に
持ち越し)

令和3年度
年金額改定率
▲0.1%

▲0.1%

法律により、
物価変動率>賃金変動率のときは、
賃金変動率を基準に年金額を改定

令和4年4月から年金制度が変わります

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和4年4月から以下の制度改正が行われます。

1 在職中の年金受給についての見直し

- ・65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回、10月分から改定されます。
- ・65歳未満の在職中の老齢厚生年金受給者について、賃金の月額と年金の月額の合計額が基準額（28万円）を超えた場合は年金の一部または全部が支給停止されますが、この基準額が47万円に引き上げられます。

2 受給開始時期の選択肢の拡大

昭和27年4月2日以降に生まれた方（令和4年4月1日以降に70歳に到達する方）について、老齢厚生年金等の支給繰下げの上限年齢が現行の70歳から75歳に拡大されます。

3 年金を担保とする貸付事業の廃止

日本政策金融公庫（または沖縄振興開発金融公庫）が行っている年金を担保とする貸付事業について、令和3年度末に新規貸付の申込受付が終了されます。

年金額改定通知書の見方について

このたび送付しました、年金額改定通知書の見方についてご説明します。

年金額改定通知書

年金の種類 退職共済年金

1 基礎年金番号 1234-567890 年金コード 1170

2 年金証書記号番号 第 8594-1234567890 号
受給権者の氏名 年金 一郎

受給権者の生年月日 昭和 xx年xx月xx日

3 障害等級 級 号 次回診断書提出年月 年 月

4 決定年金額(年額) x,xxx,xxx円

年金額の内訳	報酬比例部分の額・厚生年金相当部分の額	x,xxx,xxx円
内訳・中間・経過・地共済厚年	()	円)
一般厚年	()	円)
私学共済厚年	()	円)
職域年金相当部分の額	xxx,xxx円	
定額・経過的加算額	xxx,xxx円	
加給年金額・加算額	xxx,xxx円	
長の特例加算額	円	
繰下げ加算額	円	
5 支給停止額(年額)	xxx,xxx円	
6 支給年金額(年額)	x,xxx,xxx円	
7 改定事由・給料再評価 変更事由		

1 基礎年金番号／年金コード

日本年金機構から付番されている基礎年金番号と年金コードです。

2 年金証書記号番号

地方職員共済組合が付番している年金証書記号番号です。お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

※ 平成27年10月の被用者年金制度の一元化後においては、一元化前に表示していた15桁目の管理用の番号は表示せず14桁としています。

3 障害等級／次回診断書提出年月

障害給付の受給者の方の障害等級と、次回診断書をご提出いただく年月を表示しています(この欄は、障害給付の等級です。障害者手帳の等級ではありません。)

4 決定年金額(年額)

改定後の年金額を表示しています。

5 支給停止額(年額)

4のうち、支給停止となっている年金額を表示しています。

6 支給年金額(年額)

4から5を差し引いた年金額を表示しています。

7 改定事由・変更事由

年金額が改定または支給停止額が変更となった場合に、その理由を表示しています(なお、「給料再評価」の表示があるときは、2頁で説明している物価や賃金の変動を基に行う改定(令和3年度の年金額について)があったことを指しています。)

※ このほか当組合ホームページの年金受給者だよりのQ&Aをご覧ください。



年金支払通知書の見方について



年金支払通知書は、原則年1回、6月に年金受給者の皆様に送付します。

今後の支払額に変更がない場合は、**差引支払額(①-②+③) 欄の合計額**が、各支給期に振込まれます。

- ・支払額に変更があった場合(2月期における端数分の上乗せを除く。)、氏名、住所及び振込先に変更があった場合は、その都度送付します。
- ・③欄は、過去にさかのぼって支給額を再計算した結果、再計算前と再計算後の支給額に差額が生じた場合に「遡及差額」としてその額を表示します。

支払予定日について

令和3年4月以降は、次の予定となります。

令和3年	【6月期】	6月15日(4月、5月分)	【8月期】	8月13日(6月、7月分)
	【10月期】	10月15日(8月、9月分)	【12月期】	12月15日(10月、11月分)
令和4年	【2月期】	2月15日(12月、1月分)	【4月期】	4月15日(2月、3月分)

年金支払通知書の表示内容について

年金支払通知書									
① 年金証書記号番号 85940000000000									
② 振込先		〇〇銀行		〇〇支店		振込先		振込先	
③ 厚生年金・共済年金		支払明細 (円)		共済年金(経過的職域) 支払明細 (円)		年金払い退職等給付 支払明細 (円)			
支給額	〇〇〇〇〇〇	当期支給額	〇〇〇〇〇〇	当期支給額	〇〇〇〇〇〇	当期支給額	〇〇〇〇〇〇		
支給差額		支給差額		支給差額		支給差額			
一時金返還額	〇〇〇〇〇〇	一時金返還額	〇〇〇〇〇〇	一時金返還額	〇〇〇〇〇〇	一時金返還額	〇〇〇〇〇〇		
差引支払額④	〇〇〇〇〇〇	差引支払額④	〇〇〇〇〇〇	差引支払額④	〇〇〇〇〇〇	差引支払額④	〇〇〇〇〇〇		
③ 介護保険									
後期高齢医療									
控除額		〇〇〇〇〇〇							
所得税									
個人住民税									
その他保険料									
その他控除額									
計		⑤		計		⑤		計	
⑤		〇〇〇〇〇〇		⑤		〇〇〇〇〇〇		⑤	
④ 差引支払額(⑤-⑥+⑦)		〇〇〇〇〇〇		差引支払額(⑤-⑥+⑦)		〇〇〇〇〇〇		差引支払額(⑤-⑥+⑦)	
④		〇〇〇〇〇〇		④		〇〇〇〇〇〇		④	
④ 2月期見込額		〇〇〇〇〇〇							

① 年金証書記号番号

8594から始まる番号(14桁)を表示しています。

② 「厚生年金・共済年金」欄、「共済年金(経過的職域)」欄及び「年金払い退職等給付」欄

被用者年金制度一元化前の年金(平成27年9月30日以前に受給権発生したもの)は、「厚生年金・共済年金」欄に表示しています。

また、被用者年金制度一元化後の年金(平成27年10月1日以後に受給権発生したもの)は、お持ちの年金種別に応じ、「厚生年金・共済年金」欄、「共済年金(経過的職域)」欄または「年金払い退職等給付」欄に表示しています。

③ 「控除額」欄

・「介護保険料」、「後期高齢医療」、「国民健康保険料」及び「個人住民税」についてご不明な点は、お住まい

の市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

・「その他保険料」は、年金友の会に申し込まれた次の保険の保険料または掛金を表示しています。

6月期	団体傷害保険
10月期	生命&健康づくりサポートプランの掛金(6か月分)
12月期	新・団体医療保険
4月期	生命&健康づくりサポートプランの掛金(6か月分)

④ 「2月期見込額」欄

令和4年2月期の見込み額(所得税等の控除を行う前のもの)を表示しています。

なお、この欄は、4月期から12月期までの各支給期の支給額(年金額の1/6)を算定する際に切り捨てた円位未満の端数分を2月期に上乗せすることとされているため、別途表示しているものです。

再就職している皆様へ

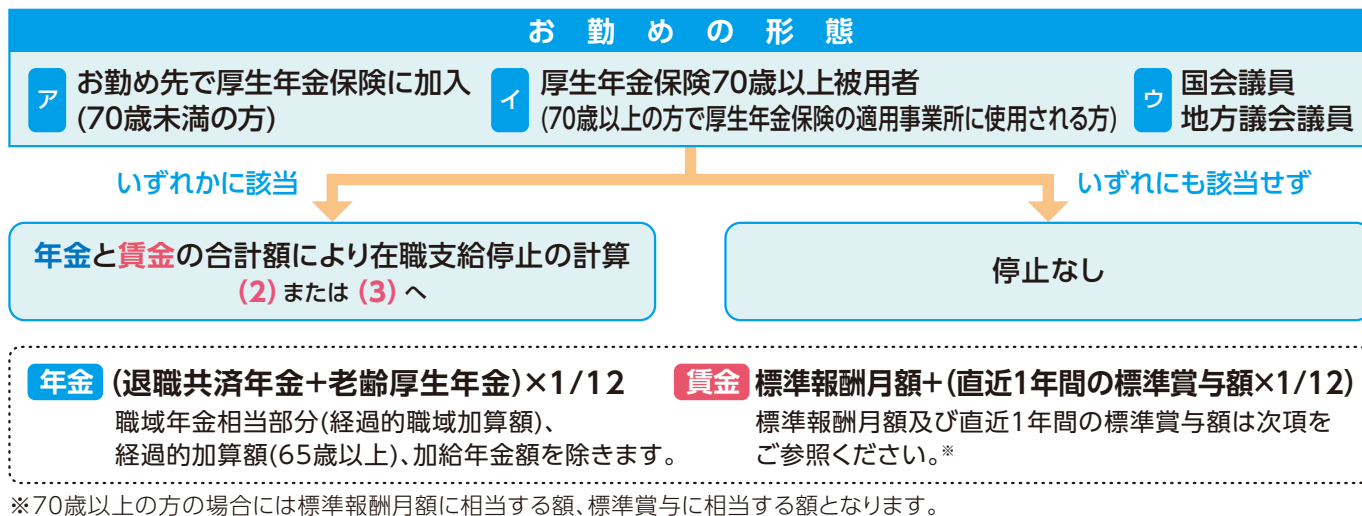


1

お勤めされている間の年金の停止 (在職支給停止)について

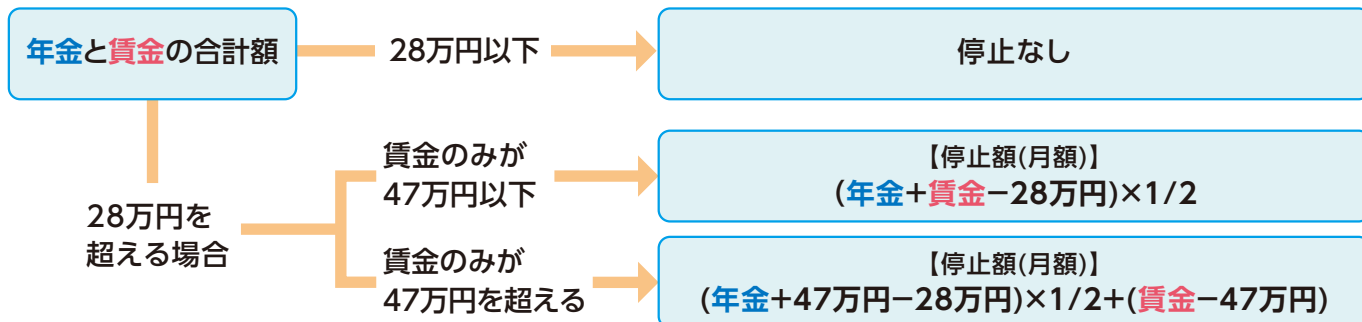
(1) お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。



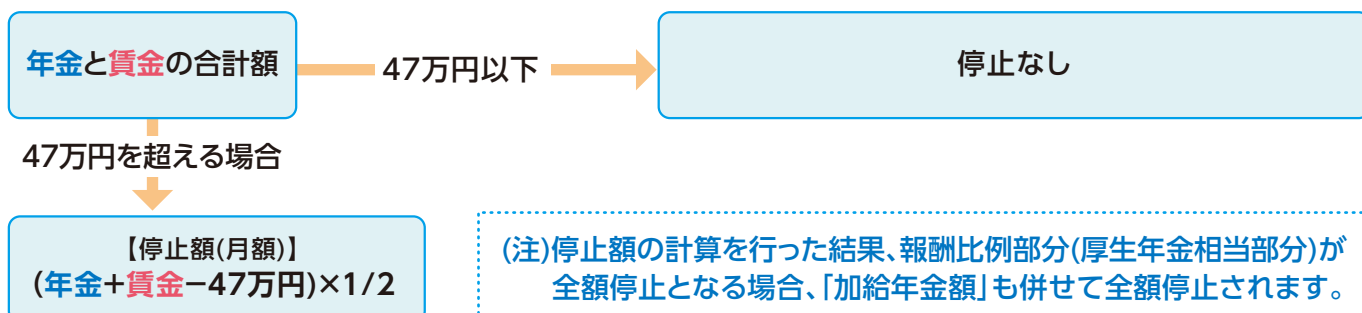
(2) 65歳未満の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金合計額が28万円を超えると、年金の全部または一部が停止されます。



(3) 65歳以上の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が47万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。



2 標準報酬月額について

(1) 標準報酬月額

- ・基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
- ・1等級(8万8千円)～32等級(65万円)に区分された等級の金額です。
- ・毎年、事業主(勤務先)から年金事務所へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
- ・定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。

	適用される標準報酬月額	適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額の平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から ・6月以前の改定…当年8月まで ・7月以後の改定…翌年8月まで

※標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

(2) 給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構等から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

3 直近1年間の標準賞与額について

(1) 標準賞与額

- ・名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- ・その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

(2) 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)



[令和3年6月支給期(4・5月分)の在職支給停止の 計算に使用する標準賞与額の範囲] (4月分) ア の範囲(令和2年5月～令和3年4月の賞与が対象) (5月分) イ の範囲(令和2年6月～令和3年5月の賞与が対象)	[令和3年8月支給期(6・7月分)の在職支給停止の 計算に使用する標準賞与額の範囲] (6月分) ウ の範囲(令和2年7月～令和3年6月の賞与が対象) (7月分) エ の範囲(令和2年8月～令和3年7月の賞与が対象)
---	---

(注)令和3年8月支給期において、日本年金機構等から令和3年6月の標準賞与額の情報提供が遅れている場合は、令和2年6月と12月の標準賞与額(イの範囲)を仮に使用して在職支給停止を計算し、令和3年10月支給期以降に差額を調整します。

年金相談

ここでは、年金受給者の方からいただくお問い合わせをQ&Aにまとめましたので、ご参考にしてください。

Q 私は2級の身体障害者手帳を持っていますが、
年金額改定通知書の障害等級が空欄になっているのはなぜですか。



A 年金額改定通知書の障害等級は、当組合の障害年金の受給権を有している方の障害等級について記載しているもので、身体障害者手帳の障害等級を記載しているものではありません。
その他、年金額改定通知書の詳しい見方については4頁をご覧ください。

Q 転居(住居表示の変更を含む。)をしましたが、
何か手続きが必要ですか。



A 平成23年10月以降に住所を変更したとき(住居表示の変更を含みます。)は、お住まいの市区町村で住民票上の住所を変更された後の情報をもとに、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して当組合の年金システム上の登録住所の変更を行いますので、年金受給者の皆様から当組合への手続きは原則不要です。ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、当組合(本部給付課支給係:03-3261-9846)へご連絡いただきますようお願いします。

なお、当組合では、住民基本台帳ネットワークシステムからの住所の変更情報の提供を2か月ごとに受けますが、当組合で登録しているデータの更新には更に時間を要しますので、変更登録が完了するまでの間に当組合からの郵送物がお手元に確実に届くように、住民票の変更手続き後、速やかに郵便局に郵便物の転送届をご提出ください。

Q 現在、私は再就職しているため、年金の支給が停止されています。
近々再就職先を退職する予定ですが、
年金の支給を再開してもらうために何か手続きは必要ですか。



A お勤め先で厚生年金保険に加入していた場合、退職(資格喪失)に係る届出がお勤め先から年金事務所に提出され、この情報が日本年金機構から当組合に提供されますので、年金受給者の皆様から当組合への手続きは不要です。

お勤め先の退職に伴い、日本年金機構から退職に係る情報が当組合に到着しない限り、年金の停止部分の支給停止解除はできません。日本年金機構から当組合への退職に係る情報提供が遅れる場合は、当組合の年金システムに退職に係る情報が反映後、退職時に遡って支給額を計算し、差額を調整いたします。